

府子本 2 3 2 号
2 8 初幼教第 2 7 号
雇児総発 0 3 3 1 第 6 号
雇児保発 0 3 3 1 第 4 号
平成 2 9 年 3 月 3 1 日

各都道府県私立学校主管部（局）長
各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県児童福祉主管部（局）長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
各指定都市・中核市児童福祉主管部（局）長

殿

内閣府子ども子育て本部参事官（子育て支援担当）

（印影印刷）

内閣府子ども子育て本部参事官（認定こども園担当）

（印影印刷）

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

（印影印刷）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

（印影印刷）

「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」及び「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について」の一部改正について

特定教育・保育施設等及び放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 27 年 2 月 16 日付 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）」及び「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における事故の報告等について（平成 27 年 3 月 27 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）」に基づき行い、内閣府において「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」として公表している。

今般、施設・事業者及び地方自治体が、データベースを更に利活用し、事故防止の取組の推進に資するよう、これらの通知に定める事故報告様式を別紙のとおり改正し、平成 29 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。